公告番号(機-1509A-01)

入札説明書

2015年8月26日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のブータン国国家地理空間情報作成プロジェクト向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日
　　2015年8月26日

2　契約担当役
　　理事　　小寺　清

3　競争入札に付する事項
(1)件名 :ブータン国国家地理空間情報作成プロジェクト向け機材
(2)主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）:写真測量プロジェクト管理ソフト他
(3)取引条件：船積渡し
(4)輸出者：当機構
(5)船積（空）港：羽田乃至成田空港
(6)仕向（空）港：パロ国際空港
(7)引渡期限：2016年1月15日
(8)履行期間：2015年10月下旬～2016年2月15日

4　担当部署等
(1)担当部署
　郵便番号102-8012
　東京都千代田区二番町5 番地25 二番町センタービル
　独立行政法人国際協力機構
　調達部契約第三課（機材調達班)
　TEL: 03-5226-6643
　FAX: 03-5226-6324
　Email:　prtm2-kizai@jica.go.jp

(2)書類授受・提出場所、送付先

ア．持参の場合

書類の授受・提出場所は、上記(1)のビル１階にある調達カウンター（調達部受付）となります。

書類の授受は次の受付時間に限ります。

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後5 時

（ただし、午後0 時30 分から午後1 時30 分を除く。）

イ．郵送の場合

送付先を調達部契約第三課（機材調達班）宛としてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に当機構まで接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。また、締め切りを過ぎて接到した書類は無効とします。

開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に公告番号及び案件名、内容物を記入してください。

ウ．FAXの場合

FAXでの提出を可としている提出物の場合は、FAX送信後に必ず電話で接到を確認してください。接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。

エ．Emailの場合

Emailでの提出を可としている又は指定している場合は、prtm2-kizai@jica.go.jpにEmailで提出してください。その他のアドレスへの送付はご遠慮ください。

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。

ア．契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ．公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ．落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ．監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ．正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ．前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成25・26・27年度全省庁統一資格若しくは平成25年4月1日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」（次のURLにてホームページに掲載；
http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03)
にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。
(6)輸出実績を有する者
(7)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。
(9)競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。
ア.応募者の役員等(応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
イ.反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
ウ.応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
エ.応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
オ.応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
カ.応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
キ.その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54 号）に定める禁止行為を行っている。

6　競争参加資格確認の申請
(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び5の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等提出書類を提出し、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに提出書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。
ア.申請受付期限：2015年9月4日（金）午後5時
イ.提出書類：
①全省庁統一資格保有者
・競争参加資格確認申請書（所定の書式）
・平成25・26・27年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

②全省庁統一資格保有者でない者

・競争参加資格確認申請書（所定の様式）

・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

・資格審査用必要書類：以下のURL参照

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がなければ、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、資格審査用必要書類は省略できます。

ウ.提出場所：上記４.参照

エ.提出方法：持参又は郵送（FAX、Email不可）

(2)競争参加資格の確認の結果は2015年9月10日（木）付までの文書をもって郵送にて通知します。2015年9月14日（月）までに結果が通知されない場合は、上記４.にお問い合わせください。

(3)その他

ア.申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ.当機構は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

ウ.提出された申請書は、返却しません。

エ.提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ.申請書に関する問い合わせ先は、上記４.を参照ください。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア.提出期限：2015年9月16日（水）午後５時

イ.提出場所：上記４.参照

ウ.提出方法：持参又は郵送（FAX、Emailも可とします。）

(2)当機構は、説明を求めた者に対し、2015年9月18日（金）までに書面により回答します。

8　本件入札に関する質問

(1)機材仕様明細書書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

ア.質問受付期限：2015年9月4日（金）午後5時

イ.提出方法：当方での取りまとめの都合上、電子データでのご提出をお願いいたします。

送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp

メールの件名に【質問】と書き、本件の公示番号と件名を記載してください。

ウ.注意:

質問受付期限を過ぎてから届いた質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

本件については、機材仕様明細書に参考銘柄として記載しているもの以外のものを提案したい場合は、必ず提出期間内にその銘柄のカタログを添付して採用の可否につき質問してください。

(2)質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア.2015年9月10日（木）に以下のURLの「質問回答」欄に掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合もありますが、遅くとも2015年9月18日までに掲示します。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2015.html

イ.質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札会までに必ず確認してください。

ウ.質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

9　辞退書の提出

(1)資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（所定の様式）を提出してください。

提出期限：入札執行日の前日まで

提出場所：上記４．参照

提出方法：持参又は郵送（FAX、Emailも可とします。）

(2)(1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3)その他

ア.辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ.提出された辞退書は、返却しません。

ウ.提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ.辞退書に関する問い合わせ先は、上記４．参照。

10　入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1)日時: 2015年9月29日（火）午後　2時 15分

(2)場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　110会議室

(3)必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類を持参してください。

ア.競争参加資格確認通知書（写）1 通

イ.委任状（社印及び入札会出席者の印を必ず押印）1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要）

ウ.入札書3 通（最大入札回数３回）

11　入札者の失格

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。

(1)競争に参加する者に必要な資格のない者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。

(2)当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、当機構が定める契約競争参加資格停止措置規程に基づいた契約競争参加資格停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

(3)入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とし、入札執行（入札会）に参加できません。
(4)明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
(5)機構の職員の職務執行を妨害したとき。
(6)他者の競争参加を妨害したとき。
(7)機構の指示に従わなかったとき。

12　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又はFAX、Emailによる入札は認めません。
(2)以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
ア.機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
イ.梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
ウ.輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。海上貨物保険料は入札金額及び落札金額に含みませんが、落札後、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料を加算して契約金額とします。
(4)本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません
(5)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。
ア.代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印又は代表者印
イ.代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並び代表者名及び受任者（代理人）とその者の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）
(6)入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことができません。
(7)入札保証金は免除します。
(8)海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00001ojqcw-att/i20140822.pdf

13　入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。その回で落札者が決まらず再度札を入れる場合（再入札）には、入札に参加できます。
(1)入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
(2)入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
(3)誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確なとき。
(4)条件が付されているとき。
(5)再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

14　落札者の決定方法
(1)当機構の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
(2)落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

15　入札会手順等
(1)入札会の手順
ア.入札会参加者の確認
各入札会参加者は、競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が参加する場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。
入札参加者は原則として１名とします。
入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。
イ.入札書の投入
各入札参加者は、所定の様式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。
ウ.開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。
エ.入札金額の発表
入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。
オ.予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。
カ.落札業者の発表
入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

(2)入札途中での辞退
「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記イにおいて投入してください。

金			辞				退			円

16　内訳書の提出、契約書作成及び締結
(1)落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付け、落札価格に海上貨物保険料を加算した最終見積書を提出するものとします。当機構は最終見積金額を査定のうえ、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行いますが、被保険者は当機構になります。
(2)落札者は、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を提出してください。7営業日以内に内訳書

の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。
(3)当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は、契約書（案）を雛型に基づき作成してください。（契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。）
 契約書（案）の雛型は、当機構のホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
雛型名称：船積渡し
(4)契約保証金は免除します

17　契約締結後の提出書類
(1)受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後30日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
(2)受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求めることがあります。
(3)受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
(4)薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
(5)危険品があるときは、受注者は、契約締結後30日以内に、安全データシートを当機構に提出するものとします。

18　安全保障輸出管理
(1)受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、内訳書提出後7 営業日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
(2)受注者は、輸出貿易管理令等該当品調書及び輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後30日以内に当機構に提出するものとします。
(3)輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
(4)当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

19　留意事項
(1)入札参加者は、「JICA海外向け資機材の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから入札に参加するものとします。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
(3)落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100 分の10を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
(4)正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
ア.全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
イ.危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
ウ.全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
エ.その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

20　情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
(1)公表の対象となる契約
財産の買入れの場合、160万円を超える契約
(2)公表の対象となる契約相手方
次のいずれにも該当する契約相手方
ア.当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ.当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること
(3)公表する情報
契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。
ア.当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・３分の１以上２分の１未満
・２分の１以上３分の２未満
・３分の２以上

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

(4)当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(5)情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

様式集

＜参考様式＞

【入札手続に関する様式】

□競争参加資格確認申請書
□質問様式
□委任状
□辞退書

【契約締結に関する様式】

□最終見積書
□内訳書　一括納入用
□契約書　船積渡し
□機材調達契約約款

【契約締結後の提出書類】

□輸出貿易管理令等調書
□外国製品に関する調書
□危険品・温度管理品の確認について
□薬品の有効期限について
□仕様変更届　受注者文書
□仕様変更届　製造会社文書
□検査願書
□輸送書類提出様式・受領書
□輸送日程報告カ−ド

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式」「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

＜本件指定様式＞
本件指定書式は、次頁以降に添付しています。

□入札書

なお、宛名に理事名、件名、公告番号、公告日、入札日を記載する様式には、
以下のとおり記載してください。

・宛先：独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　　小寺　清
・件名：ブータン国国家地理空間情報作成プロジェクト
・公告番号：機-1509A-01
・公告日：2015年8月26日
・入札日：2015年9月29日

様式

入　札　書

年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　　㊞

件名：ブータン国国家地理空間情報作成プロジェクト向け機材

標記の件について、入札説明書、機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、契約書雛形および「JICA海外向け資機材調達の手引き(高額機材)(2014年7月版)」を十分理解したうえで、下記のとおり入札いたします。

金											円

ただし、以下の費用が含まれます。
①機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
②梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
③輸送条件書に基づく輸送にかかる費用

本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、保険料は含みませんが、落札した場合は保険料を加算して契約金額とします。

以　上

機材仕様明細書

ブータン国 国家地理空間情報作成プロジェクト向け機材

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1. 中古品は認めない。		
	General	2. すべてのソフトウェアはUSBメモリ等の１つの記憶媒体に格納し納品すること。		
		3. 電源：単相AC230V、50Hz プラグ：Cタイプ		
		プラグタイプが異なる場合は、変換プラグ/変換コードを添付すること。		
		4. ステップダウントランスの使用は認めない。		
		5. [電子版でも可]と記された取扱説明書は、電子ファイルによる納品を許可する。		
1	写真測量プロジェクト管理ソフト	(仕様) 用途：写真測量プロジェクトのセットアップ及び管理ソフト		
	Photogrammetry software	提供形態：USBメモリ等の記憶媒体に格納の上、納品すること		
		付属品：取扱説明書[電子版でも可] （英文 1部）		
		初年度保守契約一式		
		ソフトウェア格納用記録媒体（ソフトウェア格納作業費込み）		
		銘柄指定： ERDAS IMAGINE Photogrammetry	ERDAS	1
		標準付属品：取扱説明書[電子版でも可] （英文 1部）		
		特別付属品：初年度保守契約一式	パスコ	1
		USBメモリ（ソフトウェア格納作業費込み）	パスコ	1
2	図化・編集用（DEM作成部分）ソフト	(仕様) 用途：多数の画像を包括したプロジェクトエリアへの対応		
	Drawing and editing software	提供形態：USBメモリ等の記憶媒体に格納の上、納品すること		
	(DEM Maker)	付属品：取扱説明書[電子版でも可] （英文 1部）		
		初年度保守契約一式		
		銘柄指定： ERDAS Auto DTM	ERDAS	1
		標準付属品：取扱説明書[電子版でも可] （英文 1部）		
		特別付属品：初年度保守契約一式	パスコ	1
3	図化・編集用（DEM編集部分）ソフト	(仕様) 用途：点毎、稜線、選択範囲での地形モデルの修正		
	Drawing and editing software	提供形態：USBメモリ等の記憶媒体に格納の上、納品すること		
	(DEM Editor)	付属品：取扱説明書[電子版でも可] （英文 1部）		
		初年度保守契約一式		

機材仕様明細書

ブータン国 国家地理空間情報作成プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
3	図化・編集用（DEM編集部分）ソフト	銘柄指定： ERDAS Terrain Editor	ERDAS	1
	つづき	標準付属品：取扱説明書[電子版でも可]　（英文　1部）		
		特別付属品：初年度保守契約一式	パスコ	1
4	ステレオ実体視用GISソフト	(仕様）用途：ラスターデータ解析、空間モデリングなどの実施		
	GIS software for	提供形態：USBメモリ等の記憶媒体に格納の上、納品すること		
	stereo hypostatizing.	付属品：取扱説明書[電子版でも可]　（英文　1部）		
		初年度保守契約一式		
		銘柄指定： ERDAS Stereo Analyst for ArcGIS	ERDAS	7
		標準付属品：取扱説明書[電子版でも可]　（英文　1部）		
		特別付属品：初年度保守契約一式	パスコ	7
5	無停電電源装置	（仕様）用途：停電時のコンピュータ電源バックアップ		
	UPS	方式：常時インバータ給電方式		
		出力容量：1000VA/700W　以上		
		定格電流：5A以上		
		定格電圧：200～240Vの範囲を含むこと		
		入力電圧範囲：170V～276Vの範囲を含むこと		
		停電補償時間：5分間以上		
		付属品：取扱説明書　（英文、無ければ和文、1部/台）		
		RS-232Cインタフェースケーブル　（1本/台）		
		参考銘柄①　BU1002SW	OMRON	12
		標準付属品：取扱説明書　（英文、或いは和文　1部/台）		
		RS-232Cインタフェースケーブル　（1本/台）		
		参考銘柄②　ALS-1.5KH	YAMABISHI	12
		標準付属品：取扱説明書　（英文、或いは和文　1部/台）		
		RS-232Cインタフェースケーブル　（1本/台）		

梱包条件書

1　マーキング

　梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク（黒字）

JICA Bhutan Office

Thimphu, Bhutan

（インボイス番号）

C/No.（ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク(赤字)

英語:　TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3) CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

　運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

②梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

●基本事項

① 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

② 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。

③ 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。

④ 精密機械や特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。

⑤ 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

●航空輸送梱包

① 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。

② 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。

③ 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、充分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には充分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。

④ 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。

⑤ 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。

以上

輸送条件書

1　業務内容
（1）仕向空港までの輸送手配
（2）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
（3）輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
（4）Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等の作成
（5）輸出通関手続き
（6）危険品がある場合の諸手続き
（7）貨物海上保険付保
（8）経由国を通過するための諸手続き
（9）上記に付随する業務

2　輸送条件
（1）船積空港　羽田乃至成田空港（受注者の手配による）

（2）仕向空港　ブータン国パロ国際空港

（3）輸送方法と対象　　空送
　航空輸送：全アイテム
　（無停電電源装置には、鉛シールバッテリーを含む危険品輸送 UN2800, Class8）
（4）業務の範囲
　仕向空港における荷卸し（デバンニングを含む）

（5）安全かつ迅速な輸送
　受注者は、仕向空港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

（6）積替え条件
　途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（7）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項
　①　相手国における輸入通関手続き
　②　超過保管料
　③　仕向空港から仕向地までの内陸輸送
　ただし、①については、受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

3　貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。
なお、船積完了から保険が適用される。

・航空輸送の場合　　　　　仕向空港荷揚げ後 30 日

4　輸送書類

（1）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること（航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑨を提出のこと）。

提出書類名	航空輸送
①　航空輸送：Air Waybill	正1部、写1部
②　Invoice *1	2部
③　Packing List	2部
④　保険証券	正2部、写1部
⑤　保険計算書	正1部、写1部
⑥　原産地証明書	正1部、写1部 *2
⑦　領事査証	正1部、写1部 *2
⑧　木材梱包材熱処理・燻蒸証明書*2	正1部、写1部 *2
⑨　輸送日程報告カード（予定）	1部
⑩　輸送日程報告カード（到着）	1部
⑪　輸出許可通知書	1部

*1　書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。
*2　仕向国または経由地で必要な場合は取り付けること。

（2）船積書類記載事項

（Consignee）

JICA Bhutan Office
Doybum Lam/Memorial Chorten, Thimphu, Bhutan
P. O. Box217, Thimphu, Bhutan
(975-2) 322030

（Notify Party）

Same as consignee

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

特になし。

以上